

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2020年12月18日	
【会社名】	テラ株式会社	
【英訳名】	tella, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平 智之	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目22番36号	
【電話番号】	03-5937-2111(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員 / 管理本部長 玉村 陽一	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿七丁目22番36号	
【電話番号】	03-5937-2111(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員 / 管理本部長 玉村 陽一	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当	1,001,001,300円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年10月28日に提出いたしました有価証券届出書並びに2020年11月9日、2020年11月13日、2020年11月17日、2020年11月27日、2020年11月30日、2020年12月10日、2020年12月14日及び2020年12月15日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項について、本日までに新たな事実関係が判明し、これらの記載内容の一部に訂正すべき箇所が生じたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

(1)募集の方法

4 新規発行による手取金の使途

(1)新規発行による手取金の額

(2)手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

(3)割当てようとする株式の数

(5)払込みに要する資金等の状況

3 発行条件に関する事項

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

5 第三者割当後の大株主の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	<u>5,850,000</u> 株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式 単元株式数 100株

<後略>

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	<u>1,638,300</u> 株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式 単元株式数 100株

<後略>

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	5,850,000	3,574,350,000 (1,000,000,000)	1,787,175,000
一般募集			
計（総発行株式）	5,850,000	3,574,350,000 (1,000,000,000)	1,787,175,000

< 中略 >

なお、当社は、2020年10月28日付で第6回社債の要項に基づき、割当予定先に対し、本第三者割当増資に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本新株式の総数引受契約(以下「本買取契約」といいます。)の締結を条件として、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)につき2020年11月13日付での期限前償還を請求しております。また、当社は、2020年11月13日までに本買取契約が締結されないことが確定したことから、改めて2020年11月13日付で、割当予定先に対し、本買取契約の締結を条件として、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)につき2020年11月30日付での期限前償還を請求しております。さらに、当社は、2020年11月30日までに本買取契約が締結されないことが確定したことから、改めて2020年11月30日付で、割当予定先に対し、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)につき2020年12月16日付での期限前償還を請求しております。なお、12月16日に割当予定先から第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)を控除した払込価額の払込がない場合には、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)について放棄すると書面を受領しました。しかし、2020年11月30日に有価証券届出書の訂正届出書を提出した後、割当予定先より当該払込価額全額の払込がない場合には、上述の第6回社債の未償還元金の残高の全額に相当する金1,000,000,000円の放棄に代えて、違約金を支払う旨を申し入れる書面を受領し、12月16日に割当予定先から第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)を控除した払込価額の全額の払込がない場合には、違約金として第6回社債の未償還元金の残高の全額に相当する金1,000,000,000円を受領することとなりました。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、1で記載のとおり、1,000,000,000円が本相殺により払い込まれます。資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は1,787,175,000円であります。

(訂正後)

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,638,300	1,001,001,300 (1,000,000,000)	500,500,650
一般募集			
計（総発行株式）	1,638,300	1,001,001,300 (1,000,000,000)	500,500,650

< 中略 >

なお、当社は、2020年10月28日付で第6回社債の要項に基づき、割当予定先に対し、本第三者割当増資に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本新株式の総数引受契約(以下「本買取契約」といいます。)の締結を条件として、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)につき2020年11月13日付での期限前償還を請求しております。また、当社は、2020年11月13日までに本買取契約が締結されないことが確定したことから、改めて2020年11月13日付で、割当予定先に対し、本買取契約の締結を条件として、第6回社債の未

償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)につき2020年11月30日付での期限前償還を請求しております。さらに、当社は、2020年11月30日までに本買取契約が締結されないことが確定したことから、改めて2020年11月30日付で、割当予定先に対し、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)につき2020年12月16日付での期限前償還を請求しております。なお、12月16日に割当予定先から第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)を控除した払込価額の払込がない場合には、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)について放棄するとの書面を受領しました。しかし、2020年11月30日に有価証券届出書の訂正届出書を提出した後、割当予定先より当該払込価額全額の払込がない場合には、上述の第6回社債の未償還元金の残高の全額に相当する金1,000,000,000円の放棄に代えて、違約金を支払う旨を申し入れる書面を受領し、12月16日に割当予定先から第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)を控除した払込価額の全額の払込がない場合には、違約金として第6回社債の未償還元金の残高の全額に相当する金1,000,000,000円を受領することとなりました。

払込期日である12月16日、割当予定先より、当初予定していた発行価額の総額である3,574,350,000円から本相殺により払込みがされる1,000,000,000円を控除した残額である2,574,350,000円について、その一部である1,001,300円のみを払込期日に払い込みを行うとの意思表示を受け、割当予定先から当社に対して、1,001,300円が本新株式の払込金として払込取扱場所に払い込まれました。そのため、2,574,350,000円から1,001,300円を控除した2,573,348,700円について払込期日に払込みが行われないこととなり、当初発行予定であった本新株式5,850,000株のうち、当該2,573,348,700円分に相当する本新株式4,211,700株について失権が生じることとなりました。よって、12月16日付の1,000,000,000円の本相殺の実行及び割当予定先からの1,001,300円の現金の払込みにより、本新株式1,638,300株が割当予定先に対して発行されました。なお、当社は、割当予定先の藤森徹也代表取締役(当時)から2020年11月30日に「第三者割当増資の再延期について、再延期期日に当社からの払い込みがなされない場合、違約金として金10億円をお支払いいたします。」(原文ママ)と記載された「違約金申し入れ書」を受領しているため、割当予定先からの払込みが一部に止まり、当初発行予定の本新株式5,850,000株の払込価額全額の払込みがされなかったことにより、当社としては、当社から割当予定先に対し金1,000,000,000円の違約金請求権が発生していると考えております。しかし、本日現在において、割当予定先の高林良男代表取締役から違約金の支払いに同意する旨の確認は取れておらず、また違約金の支払期日などの詳細は定まっていない状態です。

- 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、1で記載のとおり、1,000,000,000円が本相殺により払い込まれます。資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は500,500,650円であります。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,574,350,000	22,510,225	3,551,839,775

- (注) 1. 本第三者割当増資による発行価額のうち1,000,000,000円は、本相殺によるものであるため、金銭として払い込まれる予定の金額は2,574,350,000円であります。
- 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用・届出書データ作成料8,000,000円、法務局登記費用12,510,225円、その他諸費用(司法書士費用・信用調査費用等)2,000,000円です。
 - 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,001,001,300	13,503,500	987,497,800

- (注) 1. 本第三者割当増資による発行価額のうち1,000,000,000円は、本相殺によるものであるため、金銭として払い込まれた金額は1,001,300円であります。
- 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用・届出書データ作成料8,000,000円、法務局登記費用3,503,500円、

その他諸費用(司法書士費用・信用調査費用等) 2,000,000円です。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

< 前略 >

() 本第三者割当増資における資金使途

本第三者割当増資で調達する差引手取概算額3,551,839,775円については、連結子会社であるテラファーマへの投融資資金として治験実施のための研究開発に係る費用の一部、次世代技術の研究開発に要する資金、最先端医療技術とシナジーのある企業との「Mergers & Acquisitions」資金及び当社運転資金に充当いたします。本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。

(本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途)

手取金の使途	具体的な内訳	金額 (百万円)	充当予定時期
() 連結子会社であるテラファーマへの投融資資金	治験実施のための研究開発に係る費用	600	2020年11月～ 2022年3月
() 次世代技術の研究開発	新規がん抗原の開発、新規治療法の開発等、設備投資、大学等との共同研究に係る費用	500	2020年11月～ 2022年3月
() 最先端医療技術とシナジーのある企業との「Mergers & Acquisitions」	再生医療等製品を含む、先端医療技術の研究開発を行っている企業等	1,201	2020年11月～ 2022年3月
() 当社運転資金	原価に係る費用(原料費、人件費、固定費)、本社経費(人件費、固定費、諸経費)及び設備投資に係る費用	1,250	2020年11月～ 2022年3月
	合計	3,551	

- (注) 1. 当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しており、連結子会社であるテラファーマにおける和歌山県立医科大学との医師主導治験実施全体に要する研究開発に係る費用の内容としては、治験実施のための設備投資(テラファーマ殿町細胞培養施設(神奈川県川崎市)の治験製品の製造設備及び施設設置)470百万円及び治験実施のための研究開発に係る費用3,330百万円(人件費638百万円、研究開発費2,237百万円、その他販管費(地代家賃・支払手数料・修繕費・寄付金等)455百万円)となりますが、本第三者割当増資で調達する資金から充当するのは、当該費用からすでに調達した1,298百万円を控除した2,032百万円のうち、600百万円を予定しています。本第三者割当増資によって調達する3,551百万円から治験実施のための研究開発に係る費用に充当する600百万円を差し引いた残り2,951百万円に関しては、新たな治験の準備・実施を含むパイプライン拡充に係る研究開発費及び治験実施のための設備投資に係る費用等計500百万円、最先端医療技術の研究開発を行っている企業等への出資計1,201百万円、並びに運転資金1,250百万円に充当する予定であります。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。
3. 当社運転資金1,250百万円には、第6回社債の元金の使途1,000百万円分が含まれております。

< 中略 >

今回の資金調達では、連結子会社であるテラファーマへの投融資資金、次世代技術の研究開発、最先端医療技術とシナジーのある企業とのM&A、当社運転資金にそれぞれ充当するため、第三者割当による本新株式の発行による資金調達を実施することといたしました(以下「本第三者割当増資」といいます。)。

< 中略 >

連結子会社であるテラファーマへの投融資資金(治験実施のための研究開発に係る費用)

本治験実施全体に要する研究開発に係る費用の一部は、連結子会社であるテラファーマが、治験製品を提供し、樹状細胞ワクチンについて日本初の膵臓がんに対する再生医療等製品としての承認取得を目指すための開発費用であります。樹状細胞ワクチンの再生医療等製品としての承認取得までに要する資金は約3,800百万円を予定

してあり、その一部について、2016年12月13日において当社取締役会にて決議した第17回新株予約権(行使価額修正条項及び行使許可条項付)の発行により合計491百万円を調達して資金約3,800百万円の一部に充当するための資金491百万円を充当、2017年6月30日において第三者割当による新株式の発行で975百万円を調達し、資金約3,800百万円の一部に充当するための資金590百万円を充当、2018年6月13日において当社取締役会で決議した第三者割当による新株式の発行で200百万円を調達し、資金約3,800百万円の一部に充当するための資金80百万円を充当し、2019年6月7日において当社取締役会にて決議した第19回新株予約権(行使価額修正条項及び行使許可条項付)の発行により合計1,077百万円を調達し、資金約3,800百万円の一部に充当するための資金607百万円を充当し、合計1,768百万円を既に調達しております。そのため、本第三者割当増資では本治験実施のための研究開発に係る費用の不足分の一部を調達いたします。

本治験実施のための研究開発に係る費用の主な内容は、人件費で638百万円、治験製品・製造、被験治療実施等の研究開発費で2,237百万円、地代家賃や旅費交通費等のその他販売管理費で455百万円となりますが、既に調達している691百万円を充当しております。その内訳は、人件費で202百万円、治験製品・製造、被験治療実施等の研究開発費で299百万円、地代家賃や旅費交通費等のその他販売管理費で190百万円となります。したがって、人件費で436百万円、治験製品・製造、被験治療実施等の研究開発費で1,938百万円、地代家賃や旅費交通費等のその他販売管理費で265百万円が未充当になります。この未充当分である2,639百万円に対して、第19回新株予約権の発行・行使により607百万円を充当し、本第三者割当増資で残り2,032百万円のうち600百万円を充当する予定であります。また、第19回新株予約権の発行により、次世代パイプラインの確保のため、313百万円を確保しております、このうち現時点では73百万円を充当済みであり、240百万円は未充当であります。

次世代技術の研究開発

企業価値向上及び収益回復のため、当社の技術である樹状細胞ワクチンの早期上市に向けた開発シナリオを検討する必要があり、その施策として膵臓がん以外の胸腺がん、子宮頸がんなどの適応症へのパイプラインの拡充をしたいと考え、そのための方策を検討しております。がんやCOVID-19等の感染症に対する再生医療等製品を含めた新規治療法の研究開発を行うとともに、病気に関する検査・診断及び予防等においても研究開発を行う予定で、治験準備、治験実施のための設備投資に係る費用として[500]百万円を充当する予定であります(なお、イダルゴ州を含むメキシコ全土における薬事承認に向けた臨床試験(治験)及び薬事承認申請に関わる費用は本資金調達で充当する計画はありません。)。なお、第19回新株予約権の発行・行使により調達した57百万円は、COVID-19新薬関連の投資資金に充ていたしました。

最先端医療技術とシナジーのある企業との「Mergers & Acquisitions」

当社は、これまでがんに対する樹状細胞ワクチン療法を医療機関に提供してきました。それによって、当社は免疫細胞の原材料の調達に関するノウハウと、製造が可能な細胞培養加工施設を神奈川県川崎市および京都府京都市の2カ所に保有しております。今後、新たに感染症に対する検査薬、診断薬及び、治療薬の開発等、がん以外の分野にも進出して参ります。そのためには、免疫細胞以外の細胞の原材料の調達が必要となります。また、2カ所の製造施設は、それぞれ治験製品、特定細胞加工物を現在製造していますが、製造能力が現時点上限近く達しており、新たな細胞を製造するためには、原材料の保存および製品の保管に関しても考慮にいれ、かつ稼働率および生産能力の改善が必要で、これまでの細胞培養加工施設では対応できません。当社は細胞を加工する点で強みがありますが、ここ最近の人材不足から細胞の保存に関するノウハウ、医療サービスを提供できる営業体制、細胞の生産能力等が当社の弱みとなっています。当社の弱みを補完し、当社の先端医療技術開発とシナジーのある企業等と提携する必要性を感じており、本第三者割当増資で調達した資金の一部、1,201百万円を充ていたします。今後、1～2年で1件あたり5～10億円程度のM&A案件を2～3件程度、対象企業として将来の海外展開や樹状細胞以外の技術面で補い合える企業を想定しております。

当社運転資金

当社は、COVID-19の影響で、癌治療用細胞製剤を使用するクリニックの患者数減により、ライセンス料および細胞加工の製造開発受託事業の売上が伸びない中、年間2億円の人件費、4億円の諸経費、および1億円の設備投資等、年間7億円の支出が見込まれています。COVID-19の影響は、来年度以降も継続するものと見込まれており、中長期的にわたり、運転資金の確保を図るため、本第三者割当増資で、合計1,250百万円を充ていたします。な

お、この金額には、第6回社債で調達された10億円が含まれています。

(訂正後)

< 前略 >

() 本第三者割当増資における資金使途

本第三者割当増資で調達する差引手取概算額987,497,800円については、当社運転資金に充当いたします。本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。

(本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途)

手取金の使途	具体的な内訳	金額 (百万円)	充当予定時期
当社運転資金	原価に係る費用(原料費、人件費、固定費)、本社経費(人件費、固定費、諸経費)及び設備投資に係る費用	987	2020年7月～ 2022年3月
	合計	987	

- (注) 1. 当社は、本相殺による1,000,000,000円及び現金払込金額1,001,300円のみを調達いたしました。現金払込金額1,001,300円は発行諸費用に充当し、本相殺による差引手取概算額987,497,800円は2020年7月22日に割当予定先より払込みを受けた第6回社債の元金を原資として2020年7月より当社運転資金に充当しております。なお、同年12月18日現在における充当済みの金額及びその充当内容並びに未充当となっている残額については後日開示いたします。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。
3. 当社運転資金987百万円には、2020年7月22日に割当予定先より払込みを受けた第6回社債の元金の使途1,000百万円分が含まれております。

< 中略 >

今回の資金調達では、連結子会社であるテラファーマへの投融資資金、次世代技術の研究開発、最先端医療技術とシナジーのある企業とのM&A、当社運転資金にそれぞれ充当するため、第三者割当による本新株式の発行による資金調達を実施することといたしました(以下「本第三者割当増資」といいます。)。しかし、払込期日である12月16日、割当予定先からは当初予定していた発行価額の総額である3,574,350,000円のうち一部である1,001,001,300円(本相殺による払込金額1,000,000,000円及び現金払込金額1,001,300円の合計額)のみが払い込まれたため当該金額から発行諸費用を控除した全額を当社運転資金のみに充当することにいたしました。

< 中略 >

当社運転資金

当社は、COVID-19の影響で、癌治療用細胞製剤を使用するクリニックの患者数減により、ライセンス料および細胞加工の製造開発受託事業の売上が伸びない中、年間2億円の人件費、4億円の諸経費、および1億円の設備投資等、年間7億円の支出が見込まれています。COVID-19の影響は、来年度以降も継続するものと見込まれており、中長期にわたり、運転資金の確保を図るため、本第三者割当増資で、合計987百万円を充当いたします。なお、この金額には、2020年7月22日に割当予定先より払込みを受けた第6回社債で調達された10億円が含まれていますが、同年12月16日現在における充当済みの金額及びその充当内容並びに未充当となっている残額については後日開示いたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1)割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

(訂正前)

a. 割当予定先の概要	名称	CENEGENICS JAPAN株式会社
		東京都千代田区丸の内1-11-4パシフィックセンチュリープレイス

	本店の所在地	丸の内
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 高林 良男
	資本金	1億9000万円
	事業の内容	遺伝子・細胞・組織等を用いた先端医療支援事業等
	主たる出資者及びその出資比率	高林良男 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先は当社普通株式を1,090,000株保有しております(2020年6月30日現在)。 当社は割当予定先の株式を保有しておりません。
	人事関係	割当予定先の代表取締役及び取締役を2020年12月2日付で辞任した藤森徹也氏は当社の監査等委員である取締役であります。 割当予定先の取締役を2020年12月2日付で辞任した竹森郁氏は、当社の従業員でありました。
	資金関係	割当予定先は第6回社債(額面額1,000,000,000円)を保有しております。
	技術又は取引等関係	当社は割当予定先との間で新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する間葉系幹細胞を用いた治療法の開発に関する共同研究契約を締結し、事業提携を行っております。当社は、当該共同研究契約に基づき、臨床開発のサポート及び研究費の負担等を行っております。

(注) 1. 割当予定先の概要の欄は、2020年6月30日現在における概要に、2020年12月7日までに当社が把握した変更に係る情報を反映したものです。

2. 当社は、割当予定先との間の共同研究契約に基づき、2020年10月28日現在、メキシコ合衆国において新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する幹細胞治療による臨床実験を開始しております。
3. 当社は、割当予定先より、藤森徹也氏及び竹森郁氏の保有する割当予定先の全株式の高林良男氏に対する譲渡に係る株式名義書換請求書の写しの開示を受けております。
4. 割当予定先の代表取締役及び取締役であった藤森徹也氏は2020年12月2日付で割当予定先の代表取締役及び取締役を辞任し、割当予定先の取締役であった竹森郁氏は同日付で割当予定先の取締役を辞任し、割当予定先の取締役である高林良男氏は同日付で割当予定先の代表取締役に就任しており、当社は、割当予定先より、藤森徹也氏及び竹森郁氏の当該辞任に係る同日付辞任届の写し、並びに高林良男氏の当該就任に係る同日付の割当予定先の臨時株主総会議事録の写しの資料の開示を受けています。
5. 竹森郁氏は、2020年12月4日に当社へ入社した後、2020年12月7日付で合意退職しております。その後、同氏は、割当予定先の取締役に再度就任したとのことですが、取締役の就任に関する書面は、本日現在入手できておりません。

(訂正後)

a. 割当予定先の概要	名称	CENEGENICS JAPAN株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内1-11-1パシフィックセンチュリープレイス丸の内
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 高林 良男
	資本金	1億9000万円
	事業の内容	遺伝子・細胞・組織等を用いた先端医療支援事業等
	主たる出資者及びその出資比率	高林良男 100%
	出資関係	割当予定先は、2020年12月18日現在、当社普通株式を1,638,300株保有しております。
	人事関係	割当予定先の代表取締役及び取締役を2020年12月2日付で辞任した藤森徹也氏は当社の監査等委員である取締役であります。

b. 提出者と割当予定先との間の関係		割当予定先の取締役を2020年12月2日付で辞任した竹森郁氏は、当社の従業員でありました。
	資金関係	割当予定先は第6回社債（額面額1,000,000,000円）を保有しておりましたが、2020年12月16日付で本相殺により償還済みであります。
	技術又は取引等関係	当社は割当予定先との間で新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する間葉系幹細胞を用いた治療法の開発に関する共同研究契約を締結し、事業提携を行っております。当社は、当該共同研究契約に基づき、臨床開発のサポート及び研究費の負担等を行っております。

(注) 1. 割当予定先の概要の欄は、2020年6月30日現在における概要に、2020年12月18日までに当社が把握した変更に係る情報を反映したものです。

2. 当社は、割当予定先との間の共同研究契約に基づき、2020年10月28日現在、メキシコ合衆国において新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する幹細胞治療による臨床実験を開始しております。
3. 当社は、割当予定先より、藤森徹也氏及び竹森郁氏の保有する割当予定先の全株式の高林良男氏に対する譲渡に係る株式名義書換請求書の写しの開示を受けております。
4. 割当予定先の代表取締役及び取締役であった藤森徹也氏は2020年12月2日付で割当予定先の代表取締役及び取締役を辞任し、割当予定先の取締役であった竹森郁氏は同日付で割当予定先の取締役を辞任し、割当予定先の取締役である高林良男氏は同日付で割当予定先の代表取締役に就任しており、当社は、割当予定先より、藤森徹也氏及び竹森郁氏の当該辞任に係る同日付辞任届の写し、並びに高林良男氏の当該就任に係る同日付の割当予定先の臨時株主総会議事録の写しの資料の開示を受けています。
5. 竹森郁氏は、2020年12月4日に当社へ入社した後、2020年12月7日付で合意退職しております。その後、同氏は、割当予定先の取締役に再度就任したとのことですが、取締役の就任に関する書面は、本日現在入手できておりません。なお、2020年12月18日付の割当予定先の登記情報を確認したところ、竹森郁氏の2020年12月2日付の辞任及びその後の就任の登記がされていないことを確認しましたが、その経緯については現在割当予定先に確認をしている状況です。
6. 当社は、2020年12月16日に、割当予定先の高林良男代表取締役により、割当予定先が2020年6月30日現在保有していた当社普通株式1,090,000株について、割当予定先は、同年12月16日時点では保有していないと聞いております。なお、当社は、当該1,090,000株の処分に係る資料を本日現在入手できておりませんが、割当予定先に対して引き続き処分内容を確認できる割当予定先名義の証券口座の取引明細表の写しなどの必要な資料の提出を求め、詳細が判明し次第、入手資料に基づき処分内容についての情報を速やかに開示する予定でございます。

(3) 割当てようとする株式の数

(訂正前)

本新株式発行	5,850,000株
合計	5,850,000株

(訂正後)

本新株式発行	1,638,300株
合計	1,638,300株

(5) 払込みに要する資金等の状況

(訂正前)

< 前略 >

3,574,350,000円から本相殺が予定される1,000,000,000円を控除した残額2,574,350,000円については、金銭での払込みを予定しているところ、当該金銭払込に要する財産について割当予定先は株式会社トレド（本店所在地：東京都豊島区長崎二丁目3番20号、代表者名：小池宣己。以下「トレド社」といいます。）からの貸付金により調達予定との

ことであり、当社は当該貸付についてトレド社から割当予定先に差し入れられた2020年10月2日付の融資証明書の記載により75億円が融資予定であることを確認しております。更に、当社は、トレド社から割当予定先に対する融資業務の委任を受けた中込秀樹弁護士（ふじ合同法律事務所）（以下「中込弁護士」といいます。）より、当該貸付の貸付期間は貸付日から3年間、貸付金の使途は当社から割当予定先に対する第三者割当増資及び今後の社債の引受けである旨を2020年10月8日付の書面により確認しております。また、トレド社は、同社の代表取締役である小池宣己氏の自己資金からの借入れにより調達済とのことです。当社は、2020年10月28日までに、割当予定先からトレド社の取引金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の預金通帳の写しを入手し、2020年9月14日時点における預金口座残高が75億円を超えていることを確認いたしました。当社は、中込弁護士より、トレド社が小池宣己氏からの借入れにより当該資金を保有している旨の2020年10月2日付の保証書を受領しております。なお、貸付予定日は2020年11月12日であること及びトレド社と割当予定先の間には取引関係及び資本関係はないことを割当予定先の竹森郁取締役から当社の代表取締役および管理本部長が聞いておりましたが、2020年11月12日にはトレド社から融資がされず、同月13日になって融資がされたとのことです。なお、当社の代表取締役および管理本部長が割当予定先の竹森郁取締役に口頭で確認したところによれば、トレド社から、割当予定先の藤森徹也代表取締役に対して、払込期日の直前に、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬が虚偽でないことを証明等しない限りは融資を延期する旨が表明され、同月12日の融資がされなかったとのことであり、また、その後、トレド社がメキシコで委託した調査会社から、当社が開発した治療薬が実在し、メキシコ・イダルゴ州において薬事承認が得られているとの調査結果が報告されたことから、同月13日午後になってトレド社から割当予定先に対する融資が実行されましたが、銀行において手続が実施された時間との関係上、トレド社から割当予定先への着金が同日中に間に合わず、当初の払込期日である同日中の当社への送金ができなかったとのことです。トレド社から割当予定先への融資金26億円は同月16日に割当予定先に着金し、その後、割当予定先は、融資金をトレド社へ返金しておりますが、当社においては割当予定先より割当予定先の取引金融機関の預金通帳、トレド社の銀行の取引金融機関の振込受付書及び割当予定先の取引金融機関の振込受付書のいずれも写しを受領し確認しております。その理由はトレド社から割当予定先への貸付予定日は本第三者割当増資の前日と合意されているためであるとのことです。

払込期日が11月30日に変更され、また本相殺による金額を除いた払込金額が2,574,350,000円と確定していることから、トレド社から割当予定先への26億円の貸付けはその前営業日である27日に実行されることが予定されており、当社は11月16日付金銭消費貸借契約書（貸借金額：26億円、金利：年2%、貸付期日：2020年11月27日、返済期日：2023年12月5日、返済条件：元利一括返済、担保保証なし）の写しを入手し、11月27日に当該貸付けが実行される予定であることを確認しましたが、11月30日の時点でトレド社から割当予定先への融資は実行されておられません。11月27日に、トレド社から割当予定先への融資が実施されなかった理由については、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬について、2020年9月2日に、当社がメキシコ・イダルゴ州において薬事承認を得られたことを公表した以降、約3か月を経過しているのに治療人数の公表がないということは、治療薬は存在しないのではないかとという新たに生じた疑義によるものとのことをトレド社から聞いておりますが、11月30日当社代表取締役とトレド社との間の会議において、当社代表取締役がトレド社に対して、イダルゴ州で承認された治療法による治療人数が開示されない点について指摘があり、当社代表取締役からトレド社に対して、かかる人数の確認と開示に向けて全力で取り組むなどの説明をすることにより、当該疑義が払しょくされたため、トレド社から割当予定先への振込手続きを行おうとしたところ、株式会社みずほ銀行のシステム（みずほe-ビジネスサイト）障害により振込ができなかったためということです。当社は、トレド社が、割当予定先に対して当該システム障害が解消され次第、速やかに割当予定先に振り込むことを書面で約束していると聞いております。12月11日現在において、当社は、割当予定先から当該書面の写しを入手できておられません。また、11月30日及び直近におけるトレド社による割当予定先への融資金26億円の資金の確保状況を確認するため、当社は割当予定先を通じて、みずほ銀行の預金通帳の写しの提出を求めましたが、12月11日時点において、当該預金通帳の写しを入手できておられません。変更された払込期日である12月16日の前日である12月15日に、当社が割当予定先に電話し着金の有無について確認したところ、割当予定先より同日にトレド社からの融資金100万円が着金したとの報告を受けました。当社は、割当予定先の当該報告の裏付け資料として、同日、割当予定先からトレド社からの融資金が着金したことが分かる預金口座の通帳の写しを割当予定先からメールにて受領し、トレド社から割当予定先の銀行口座に、融資金として払い込まれることを約束されていた26億円のうち100万円しか着金されていないことが確認されました。そのため、当社から割当予定先を通じてトレド社が割当予定先に残額25億9,900万円を以後融資する意向があるかどうか、また、トレド社から残額の融資金が払い込まれなかった場合において、割当予定先が変更された払込期日である12月16日にいくら払込みを行うのについても確認をしておりますが、現在、割当予定

先の高林良男代表取締役からはトレード社より融資を受けた100万円を当社に確実に払い込むとの回答しか得られておりません。当社としては、今後の対応方針について、検討をする予定です。また、割当予定先からは、再度の変更後の払込期日に払込がなかった場合には、第6回社債の未償還元金の残高の全額である10億円について放棄をする旨の書面を受領しました。しかし、当該有価証券届出書の訂正届出書を提出した後、同日中に、実際に債務が免除された場合、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、財政状態の改善のための債務免除等に該当し、上場廃止の審査がされるおそれがあるとの指摘を東京証券取引所から受け、当社としては、かかる債権放棄が、財政状態の改善のためではなく、DES（デット・エクィティ・スワップ）を実施することと実質的に同様であることから、上場廃止基準には該当しないものと考えておりましたが、そのおそれがあるとの指摘に対応するため、当社から割当予定先に対して、債権放棄の書面に替えて、同額の違約金の支払いの約束をしてほしい旨申し入れ、上記放棄に代えて、10億円の違約金を支払う旨を申し入れる書面を受領しました。なお、トレード社の融資原資は小池宣己氏からトレード社に対する貸付資金であることに変更はない旨を割当予定先の竹森郁取締役より当社代表取締役および管理本部長が聞いております。

<後略>

（訂正後）

<前略>

当初予定していた発行価額の総額である3,574,350,000円から本相殺が予定される1,000,000,000円を控除した残額2,574,350,000円については、金銭での払込みを予定しているところ、当該金銭払込に要する財産について割当予定先は株式会社トレード（本店所在地：東京都豊島区长崎二丁目3番20号、代表者名：小池宣己。以下「トレード社」といいます。）からの貸付金により調達予定とのことであり、当社は当該貸付についてトレード社から割当予定先に差し入れられた2020年10月2日付の融資証明書の記載により75億円が融資予定であることを確認しております。更に、当社は、トレード社から割当予定先に対する融資業務の委任を受けた中込秀樹弁護士（ふじ合同法律事務所）（以下「中込弁護士」といいます。）より、当該貸付の貸付期間は貸付日から3年間、貸付金の用途は当社から割当予定先に対する第三者割当増資及び今後の社債の引受けである旨を2020年10月8日付の書面により確認しております。また、トレード社は、同社の代表取締役である小池宣己氏の自己資金からの借入れにより調達済とのことです。当社は、2020年10月28日までに、割当予定先からトレード社の取引金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の預金通帳の写しを入手し、2020年9月14日時点における預金口座残高が75億円を超えていることを確認いたしました。当社は、中込弁護士より、トレード社が小池宣己氏からの借入れにより当該資金を保有している旨の2020年10月2日付の保証書を受領しております。なお、貸付予定日は2020年11月12日であること及びトレード社と割当予定先との間には取引関係及び資本関係はないことを割当予定先の竹森郁取締役から当社の代表取締役および管理本部長が聞いておりましたが、2020年11月12日にはトレード社から融資がされず、同月13日になって融資がされたとのことです。なお、当社の代表取締役および管理本部長が割当予定先の竹森郁取締役に口頭で確認したところによれば、トレード社から、割当予定先の藤森徹也代表取締役に対して、払込期日の直前に、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬が虚偽でないことを証明等しない限りは融資を延期する旨が表明され、同月12日の融資がされなかったとのことであり、また、その後、トレード社がメキシコで委託した調査会社から、当社が開発した治療薬が実在し、メキシコ・イダルゴ州において薬事承認が得られているとの調査結果が報告されたことから、同月13日午後になってトレード社から割当予定先に対する融資が実行されましたが、銀行において手続が実施された時間との関係上、トレード社から割当予定先への着金が同日中に間に合わず、当初の払込期日である同日中の当社への送金ができなかったとのことです。トレード社から割当予定先への融資金26億円は同月16日に割当予定先に着金し、その後、割当予定先は、融資資金をトレード社へ返金しておりますが、当社においては割当予定先より割当予定先の取引金融機関の預金通帳、トレード社の銀行の取引金融機関の振込受付書及び割当予定先の取引金融機関の振込受付書のいずれも写しを受領し確認しております。その理由はトレード社から割当予定先への貸付予定日は本第三者割当増資の前日と合意されているためであるとのことです。

払込期日が11月30日に変更され、また本相殺による金額を除いた払込金額が2,574,350,000円と確定していることから、トレード社から割当予定先への26億円の貸付けはその前営業日である27日に実行されることが予定されており、当社は11月16日付金銭消費貸借契約書（貸借金額：26億円、金利：年2%、貸付期日：2020年11月27日、返済期日：2023年12月5日、返済条件：元利一括返済、担保保証なし）の写しを入手し、11月27日に当該貸付けが実行される予定であることを確認しましたが、11月30日の時点でトレード社から割当予定先への融資は実行されておられません。11月27日に、トレード社から割当予定先への融資が実施されなかった理由については、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬について、2020年9月2日に、当社がメキシコ・イダルゴ州において薬事承認を得られたことを公表した以

降、約3か月を経過しているのに治療人数の公表がないということは、治療薬は存在しないのではないかという新たに生じた疑義によるものとのことをトレド社から聞いておりますが、11月30日当社代表取締役とトレド社との間の会議において、当社代表取締役がトレド社に対して、イダルゴ州で承認された治療法による治療人数が開示されない点について指摘があり、当社代表取締役からトレド社に対して、かかる人数の確認と開示に向けて全力で取り組むなどの説明をすることにより、当該疑義が払しょくされたため、トレド社から割当予定先への振込手続きを行おうとしたところ、株式会社みずほ銀行のシステム（みずほe-ビジネスサイト）障害により振込ができなかったためということです。当社は、トレド社が、割当予定先に対して当該システム障害が解消され次第、速やかに割当予定先に振り込むことを書面で約束していると聞いております。12月11日現在において、当社は、割当予定先から当該書面の写しを入手できておりません。また、11月30日及び直近におけるトレド社による割当予定先への融資金26億円の資金の確保状況を確認するため、当社は割当予定先を通じて、みずほ銀行の預金通帳の写しの提出を求めましたが、12月11日時点において、当該預金通帳の写しを入手できておりません。変更された払込期日である12月16日の前日である12月15日に、当社が割当予定先に電話し着金の有無について確認したところ、割当予定先より同日にトレド社からの融資金100万円が着金したとの報告を受けました。当社は、割当予定先の当該報告の裏付け資料として、同日、割当予定先からトレド社からの融資金が着金したことが分かる預金口座の通帳の写しを割当予定先からメールにて受領し、トレド社から割当予定先の銀行口座に、融資金として払い込まれることを約束されていた26億円のうち100万円しか着金されていないことが確認されました。そのため、当社から割当予定先を通じてトレド社が割当予定先に残額25億9,900万円を以後融資する意向があるかどうか、また、トレド社から残額の融資金が払い込まれなかった場合において、割当予定先が変更された払込期日である12月16日にいくら払込みを行うのについても確認をしておりますが、現在、割当予定先の高林良男代表取締役からはトレド社より融資を受けた100万円を当社に確実に払い込むとの回答しか得られておりません。当社としては、今後の対応方針について、検討をする予定です。また、割当予定先からは、再度の変更後の払込期日に払込がなかった場合には、第6回社債の未償還元金の残高の全額である10億円について放棄をする旨の書面を受領しました。しかし、当該有価証券届出書の訂正届出書を提出した後、同日中に、実際に債務が免除された場合、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、財政状態の改善のための債務免除等に該当し、上場廃止の審査がされるおそれがあるとの指摘を東京証券取引所から受け、当社としては、かかる債権放棄が、財政状態の改善のためではなく、DES（デット・エクイティ・スワップ）を実施することと実質的に同様であることから、上場廃止基準には該当しないものと考えておりましたが、そのおそれがあるとの指摘に対応するため、当社から割当予定先に対して、債権放棄の書面に替えて、同額の違約金の支払いの約束をしてほしい旨申し入れ、上記放棄に代えて、10億円の違約金を支払う旨を申し入れる書面を受領しました。なお、トレド社の融資原資は小池宣己氏からトレド社に対する貸付資金であることに変更はない旨を割当予定先の竹森郁取締役より当社代表取締役および管理本部長が聞いております。

払込期日である12月16日、割当予定先より、当初予定していた発行価額の総額である3,574,350,000円から本相殺により払込みがされる1,000,000,000円を控除した残額である2,574,350,000円について、その一部である1,001,300円のみを払込期日に払い込みを行うとの意思表示を受け、割当予定先から当社に対して、1,001,300円が本新株式の払込金として払込取扱場所に払い込まれました。そのため、2,574,350,000円から1,001,300円を控除した2,573,348,700円について払込期日に払込みが行われないこととなり、当初発行予定であった本新株式5,850,000株のうち、当該2,573,348,700円分に相当する本新株式4,211,700株について失権が生じることとなりました。一方で、12月16日付の本相殺の実行及び割当予定先からの1,001,300円の現金の払込みにより、合計1,001,001,300円の払込みがなされたことから、当該払込分に相当する本新株式1,638,300株が割当予定先に対して発行されました。なお、当社は、割当予定先の藤森徹也代表取締役（当時）から2020年11月30日に「第三者割当増資の再延期について、再延定期日に当社からの払い込みがなされない場合、違約金として金10億円をお支払いいたします。」（原文ママ）と記載された「違約金申し入れ書」を受領しているため、割当予定先からの払込みが一部に止まり、当初発行予定の本新株式5,850,000株の払込価額の全額の払込みがされなかったことにより、当社としては、当社から割当予定先に対し金1,000,000,000円の違約金請求権が発生していると考えております。しかし、12月18日時点において、割当予定先の高林良男代表取締役から違約金の支払いに同意する旨の確認は取れておらず、また違約金の支払期日などの詳細は定まっていない状態です。

<後略>

3 発行条件に関する事項

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

(訂正前)

本新株式の数は5,850,000株であり、2020年6月30日現在の当社の発行済株式総数23,449,056株を分母とする希薄化率は24.95%に相当し、これにより一定の希薄化が生じることになります。

<後略>

(訂正後)

本新株式の数は1,638,300株であり、2020年6月30日現在の当社の発行済株式総数23,449,056株を分母とする希薄化率は6.99%に相当し、これにより一定の希薄化が生じることになります。

<後略>

5 第三者割当後の大株主の状況

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後 の 総議決 権数に 対する 所有議 決権数 の割合 (%)
CENEGENICS JAPAN株式会 社	中央区銀座2丁目5 - 4 ファザード銀座3F	1,090,000	4.65%	6,940,000	23.70%
内田建設株式会社	神奈川県横浜市神奈川区 青木町2 - 6	1,381,223	5.89%	1,381,223	4.72%
日本証券金融株式会社	中央区日本橋茅場町1丁目 2 - 10号	994,000	4.24%	994,000	3.39%
野村証券株式会社	中央区日本橋1丁目 9番1号	597,256	2.55%	597,256	2.04%
株式会社SBI証券	港区六本木1丁目 6番1号	435,800	1.86%	435,800	1.49%
高島 誠司	山梨県南都留郡	96,000	0.41%	96,000	0.33%
木原 海鵬	東京都渋谷区	90,000	0.38%	90,000	0.31%
池田 輝行		75,500	0.32%	75,500	0.26%

	千葉県松戸市				
auカブコム証券株式会社	千代田区大手町1丁目 3番2号 経団連会館6階	64,400	0.27%	64,400	0.22%
楽天証券株式会社	港区南青山2丁目 6番21号	55,200	0.24%	55,200	0.19%
計		4,879,379	20.81%	10,729,379	36.63%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年6月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、2020年6月30日時点の総議決権数(234,384個)に、本新株式の発行により増加する議決権数(58,500個)を加えた数(292,884個)で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後 の 総議決 権数に 対する 所有議 決権数 の割合 (%)
CENEGENICS JAPAN株式会 社	中央区銀座2丁目5-4 ファザード銀座3F	1,090,000	4.65%	1,638,300	6.53%
内田建設株式会社	神奈川県横浜市神奈川区 青木町2-6	1,381,223	5.89%	1,381,223	5.51%
日本証券金融株式会社	中央区日本橋茅場町1丁目 2-10号	994,000	4.24%	994,000	3.96%
野村証券株式会社	中央区日本橋1丁目 9番1号	597,256	2.55%	597,256	2.38%
株式会社SBI証券	港区六本木1丁目 6番1号	435,800	1.86%	435,800	1.74%
高島 誠司	山梨県南都留郡	96,000	0.41%	96,000	0.38%
木原 海鵬	東京都渋谷区	90,000	0.38%	90,000	0.36%

池田 輝行	千葉県松戸市	75,500	0.32%	75,500	0.30%
auカブコム証券株式会社	千代田区大手町1丁目 3番2号 経団連会館6階	64,400	0.27%	64,400	0.26%
楽天証券株式会社	港区南青山2丁目 6番21号	55,200	0.24%	55,200	0.22%
計		4,879,379	20.81%	5,427,679	21.64%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年6月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、2020年6月30日時点の総議決権数(234,384個)に、本新株式の発行により増加する議決権数(16,383個)を加えた数(250,767個)で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2020年12月16日に、割当予定先の高林良男代表取締役により、割当予定先が2020年6月30日現在保有していた当社普通株式1,090,000株について、割当予定先は、同年12月16日時点で保有していないと聞いております。そのため、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、今回新たに発行された本新株式1,638,000株を保有していることを前提として記載しております。なお、当社は、当該1,090,000株の処分に係る資料を本日現在入手できておりませんが、割当予定先に対して引き続き処分内容を確認できる割当予定先名義の証券口座の取引明細表の写しなどの必要な資料の提出を求め、詳細が判明し次第、入手資料に基づき処分内容についての情報を速やかに開示する予定でございます。